



漁業経営安定化支援事業



漁業に必要な漁具・餌・氷・船舶の機器等の資材、漁業共済やセーフティーネット加入に係る経費の一部を補助します。

対象者	次の①～④全てに該当していること ①名瀬漁協または奄美漁協に所属する正組合員。 ②市内に住所を有すること。 ③直近の3年間のうち1年以上で水揚金額が40万円以上。 ④市税等の本市に納付すべき債務を滞納していないこと。	
対象経費	①水産動植物の漁獲に必要な漁具、機器、餌及び氷 ②船舶の機器及び修繕に必要な部材 ③漁業経営セーフティーネット構築事業に係る積立金 ④全国漁業共済組合連合会の共済に係る掛金 ※①及び②については、名瀬漁業協同組合、奄美漁業協同組合笠利本所及び住用支所において購入したもの。 ※事業年度中に購入したものに限り。	
補助金額	上記①～④の対象経費合計の2分の1以内。 上限10万円。	
申請に必要な提出書類 ※様式は奄美市ホームページへ掲載	資材等購入前 1 事業計画書 2 委任状兼同意書	購入後 1 実績書 2 経費がわかる領収書等
申請受付期間	令和4年8月31日まで	
申請方法	所属する漁協へ提出	

[奄美市公式ホームページ](#) > [観光・産業](#) > [水産業](#) > [奄美市漁業経営安定化支援事業](#)

お問い合わせ先

【名瀬】名瀬総合支所農林水産課 ☎0997-52-1157
【笠利】笠利総合支所農林水産課 ☎0997-63-1111
【住用】住用総合支所産業建設課 ☎0997-69-2111